

鎌ヶ谷市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、行政評価の円滑な実施とその結果の適切な活用を図るとともに、行政評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な市政の推進に資すること及び市民に対する説明責任が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 政策 実施機関がその任務又は所掌事務の範囲内で、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする一連の行政運営についての基本的な方針をいう。
- (3) 施策 政策の目的を実現するための方策、対策であって、単独又は複数の事務事業で構成されるものをいう。
- (4) 事務事業 施策の目的を実現するために実施する具体的な個々の行政活動をいう。
- (5) 行政評価 実施機関が行う、政策、施策及び事務事業（以下「政策等」という。）について、一定の指標等を用いて客観的な検証を行うことをいう。

(行政評価の基本方針)

第3条 行政評価（以下「評価」という。）は、市政の透明性、公平性及び健全性を確保する観点から、政策等の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行わなければならない。

- 2 実施機関は、評価の目的を十分認識するとともに、政策等の体系及び相互の関連性を踏まえて成果を重視した視点に立った行財政運営を推進しなければならない。
- 3 実施機関は、評価の結果を分かりやすく公表し、市民の意見が市政に反映されやすい環境づくりに努めるものとする。
- 4 実施機関は、評価の結果に基づいて、政策等の重点化、縮減、再編又は廃止することにより、限られた財源、人員等の行政資源を有効に配分するものとする。
- 5 職員は、市民の視点に立って、その所管する政策等を目的及び成果重視の経営的観点で常に見直すとともに、自ら意識改革及び政策形成能力の向上を図るように努めなければならない。

(評価の種類)

第4条 評価の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 政策評価（政策についての評価をいう。以下同じ。）
- (2) 施策評価（施策についての評価をいう。以下同じ。）
- (3) 事務事業評価（事務事業についての評価をいう。以下同じ。）

(4) その他市長が必要と認めるもの
(評価の時点)

第5条 評価の時点は、次に掲げるものとする。

(1) 鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程（昭和58年鎌ヶ谷市訓令第21号）第6条に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する時点で、策定しようとする実施計画期間に対し、政策評価・施策評価・事務事業評価において事前の評価を行うものとする。

(2) 実施計画の2年度目が終了した時点で、終了した実施計画期間に対し、施策評価において事後の評価を行うものとする。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度等一定の期間が終了した時点で、この期間に対し、事務事業評価において事後の評価を行うものとする。

(評価表の作成)

第6条 実施機関は、評価の実施にあたり、対象とした政策等の概要その他必要な事項を記載した評価表を作成しなければならない。

(評価結果の公表)

第7条 市長は、各実施機関の評価の結果を取りまとめ、市民に分かりやすい形式で書類を作成し、広報に掲載する方法、市のホームページに掲載する方法等により公表するものとする。

(市民意見等の評価への反映)

第8条 実施機関は、市民から評価の結果その他評価に関する事項について意見があったときは、その意見を当該評価へ適切に反映させるものとする。

(評価結果の活用)

第9条 実施機関は、評価結果を政策等の策定及び実施並びに予算、組織、定員管理、能力開発等へ活用するよう努めるものとする。

(評価の改善)

第10条 市長は、評価の効果的・効率的な運用を図るため、継続的にその改善に努めるものとする。

(庶務)

第11条 評価に関する庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、第4条に規定する評価の種類ごとに、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1号の規定 平成20年4月1日

(2) 第4条第2号の規定 平成19年4月1日

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。